

三重県盲ろう者通訳・介助員派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、三重県内の盲ろう者に対し、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者通訳・介助員（以下、「通訳・介助員」という。）を派遣することにより、盲ろう者の自立と社会参加を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 事業の実施主体は三重県とする。ただし、知事は、相当と認めた者に事業の全部又は一部を委託することができる。

(派遣対象者)

第3条 この事業の派遣対象は、次の各号をいずれも満たす者とする。

- (1) 県内に在住する者
- (2) 視覚障害と聴覚障害を重複してもつ身体障がい者（視覚、聴覚に関する総合等級で1級及び2級）であって、身体障害者手帳を有する者
- (3) 第4条に定める利用登録が行われている者

(利用登録)

第4条 この事業の利用を希望する盲ろう者は、「三重県盲ろう者登録申請書(様式第1号)」を知事へ提出し、登録を受けるものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、三重県盲ろう者として登録するものとする。
- 3 盲ろう者は、登録を辞退するときは、速やかに「三重県盲ろう者登録辞退届(様式第2号)」を、知事へ提出するものとする。

(通訳・介助員の派遣)

第5条 通訳・介助員の派遣対象となる事由は、日常生活及び社会生活を営むため必要と認められる場合とする。ただし、次の場合を除く。

- (1) 営業活動や企業内研修行事などの経済的活動に係る場合
 - (2) 社会通念上、本事業を派遣することが適当でない認められる場合
- 2 知事は、盲ろう者の派遣利用状況や心身等の状況を十分考慮した上で、予算の範囲内において、盲ろう者1人あたりの年間（毎年4月から翌年3月まで）利用時間を調整するものとする。
 - 3 通訳・介助員が通訳・介助業務を行うことができる時間は1日あたり8時間を限度とする。

(通訳・介助員の登録)

第6条 三重県盲ろう者通訳・介助員としての登録を希望する者は、「三重県盲ろう者通訳・介助員登録申請書(様式第3号)」に、写真(3cm×2.4cm)、及び次の第1号から第4号までに掲げる登録要件のいずれかを証する書類を添付して、知事に申請す

るものとする。

- (1) 県が行う三重県盲ろう者通訳・介助員養成講座の修了者
 - (2) 社会福祉法人全国盲ろう者協会が行う盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修会の修了者
 - (3) 平成24年度までに県が行った三重県盲ろう者通訳・介助者養成研修の修了者
 - (4) その他知事が認める者
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、前項第1号から第4号に定める登録要件を確認のうえ、適当であると認められる場合、三重県盲ろう者通訳・介助員として登録するものとする。
- 3 知事は、通訳・介助員が前項第1号から第4号に定める登録要件を満たさなくなったとき又は第14条に定める健康診断を複数年継続して受診しないなど通訳・介助員として不適當であると認められるときは、通訳・介助員の登録を取消することができる。

(通訳・介助員証)

- 第7条 知事は、通訳・介助員に「三重県盲ろう者通訳・介助員証(様式第4号)」(以下「通訳・介助員証」という)を交付するものとする。
- 2 通訳・介助員は通訳介助を行うときは、常に通訳・介助員証を携帯し、提示を求められた時は、これを提示しなければならない。
 - 3 通訳・介助員は、通訳・介助員証を紛失したときは、速やかに「三重県盲ろう者通訳・介助員証紛失等届兼再交付申請書(様式第5号)」を、知事に提出するものとする。
 - 4 通訳・介助員は、登録事項に変更があるときは、速やかに「三重県盲ろう者通訳・介助員登録事項変更届(様式第6号)」を、知事に提出するものとする。
 - 5 通訳・介助員は、登録を辞退するときは、速やかに「三重県盲ろう者通訳・介助員登録辞退届(様式第7号)」を、知事に提出するものとする。
 - 6 通訳・介助員は、登録を取消されたとき又は登録を辞退したときは、速やかに通訳・介助員証を知事に返還しなければならない。

(通訳・介助員の責務)

- 第8条 通訳・介助員は、通訳・介助業務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供しないこと。
 - (2) 盲ろう者通訳・介助の技術、盲ろう者等に関する知識の向上に努めること。
- 2 前項第1号の規定は、通訳・介助員を辞退した後も適用する。

(派遣の申請)

- 第9条 通訳・介助員の派遣を希望する盲ろう者は、「三重県盲ろう者通訳・介助員派遣申請書(様式第8号)」により、原則として、派遣を希望する日の2週間前までに知事に申請するものとする。ただし、緊急またはやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(派遣の決定)

- 第10条 知事は、前条の派遣申請を受理したときは、内容を審査のうえ、通訳・介助員

の派遣可否を決定し、「三重県盲ろう者通訳・介助員派遣決定通知書（様式第9号）」により、申請者及び通訳・介助員に通知するものとする。

（盲ろう者の費用負担）

第11条 通訳・介助業務にかかる盲ろう者の利用料は、無料とする。ただし、通訳・介助業務中に必要な交通費や施設の入場料等は、通訳・介助員分も含めて、盲ろう者が費用負担するものとする。

（業務の報告及び謝金等の支払い）

第12条 通訳・介助員は、通訳・介助業務終了後、盲ろう者に派遣開始・終了時間を確認のうえ、「三重県盲ろう者通訳・介助員派遣業務報告書（様式第10号）（以下「報告書」という）」を作成し、派遣日から1週間以内に知事に提出しなければならない。

2 知事は、報告書により適正に通訳・介助業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により、適正に謝金等を通訳・介助員に支払うものとする。

3 知事は、報告書の内容が事実と反すると判明したときは、謝金等の支払いを停止することができるものとする。

4 知事は、謝金等の支払後に、報告書の内容が事実と反すると判明したときは、謝金等の返還を請求することができるものとする。

5 知事は、盲ろう者の家族が通訳・介助員として本人に派遣されたときは、謝金等の支払いは行わないものとする。

（通訳・介助員の研修）

第13条 知事は、通訳・介助員に対して、通訳・介助員としての資質の向上、研鑽を深めるための研修を実施するものとする。

（頸肩腕障害に関する健康診断）

第14条 知事は、通訳・介助業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、通訳・介助員の健康保持を図り、もってこの事業全体の健全な運営を確保するため、通訳・介助員に対し、頸肩腕障害に関する健康診断を実施するものとする。

2 知事は、前項における頸肩腕障害に関する健康診断を、複数年継続して受診しない通訳・介助員については、受診を促すものとする。

（損害保険の加入）

第15条 知事は、通訳・介助員の通訳・介助業務における事故に備え、損害保険等に加入するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

別表（第12条関係）

項目	基準		金額
謝金	通訳・介助業務開始（盲ろう者との待合）から終了までの時間とする。	1時間まで	1,500円
		1時間を超えた場合、15分毎	375円
交通費 （県の旅費規程に準じる）	自宅から通訳・介助業務開始場所まで及び終了場所から自宅までに要した経費とする。 ただし、1回あたり3,000円を限度に支給する。 なお、通訳・介助業務に自家用車を使用することは認めない。	公共交通機関を使用した場合	実費
		自家用車を使用した場合	1kmにつき30円
		高速道路等有料道路を利用した場合（2区間以上）	実費